

本年9月30日に福岡空港で発生したANA便の事案に関する航空局の対応について

本年9月30日に福岡空港で発生したANA便の搭乗手続済旅客と実際の搭乗旅客の不一致(旅客不一致)で運航開始した事案に関し、航空局が国内航空会社における類似案件を調査した結果、平成24年度以降合計236件の旅客不一致がありました。

これを受けて、航空局は本日付で、航空会社に対し、搭乗手続済旅客と実際の搭乗旅客の照合の厳格な運用を指示することとしました。

また、安全上の観点から航空機の駐機場からの移動開始までの旅客の着席及びシートベルト着用を徹底すべく、本日パブリックコメントの手続きを行います。

1. 搭乗手続済旅客と実際の搭乗旅客の照合の厳格な運用の指示について

(別紙1参照)

全日本空輸株式会社(ANA)が福岡空港において旅客不一致で運航開始した事案に関連して、航空局が国内航空運送事業者22社における平成24年度以降本年9月までの類似案件を調査した結果、合計236件の旅客不一致がありました。(うち定員超過の件数は5件(ANA4件、JAL1件)でいずれも自走開始前に気づき、駐機場に戻っています。)

これを受けて、航空局は本日付で、航空運送事業者に対し、搭乗手続済旅客と実際の搭乗旅客の照合の厳格な運用を指示することとしました。

なお、旅客不一致の解消のため、航空局と航空運送事業者の実務者レベルで既に検討会を設けたところであり、今後の適切な対応策について検討していくこととしております。

2. 旅客の着席及びシートベルト着用に係るパブリックコメント手続き実施について

今回の事案を契機に国内航空運送事業者の出発時の着席確認時期等を調べた結果、ばらつき(「ドアクローズ前」、「駐機場からの移動開始前」、「自走開始前」)が認められました。このため、安全上の観点から、航空機の駐機場からの移動開始までに旅客の着席及びシートベルト着用の徹底を図るべく、本日、関連通達の一部改正(別紙2参照)のためのパブリックコメントの手続きを行います。

<問い合わせ先>

○搭乗手続済旅客と実際の搭乗旅客の照合の厳格な運用の指示について

航空局 安全部 空港安全・保安対策課 航空保安対策室

電話 03-5253-8111 河内(内線48326)、対馬(内線48170)

FAX 03-5253-1663

○着席及びシートベルト着用に関するパブリックコメント手続きについて

航空局 安全部 航空事業安全室

電話 03-5253-8111 千葉(内線50145)、原(内線50163)

FAX 03-5253-1661

国空安保 第 418 号
平成 28 年 10 月 25 日

特定本邦航空運送事業者
保安担当責任者 殿

国土交通省 航空局安全部
空港安全・保安対策課長

搭乗手続き実施旅客と実際の搭乗旅客の照合の厳格な運用について（指示）

平成28年9月30日（金）、ANA256便（福岡発羽田行）において、搭乗手続き未了の旅客を保安検査場で搭乗手続き未了のまま保安検査を受けさせ、搭乗口でも搭乗手続き未了のまま搭乗させ、定員超過のまま運航を開始し、駐機場を離れた後、定員超過が判明し駐機場へ引き返したという事案が発生した。

この事案は、搭乗手続き実施旅客と実際の搭乗旅客の照合を行うことが遵守されていなかったことが一因と考えられる。

また、今回の事案に関連して、国内航空運送事業者の過去の事例を検証した結果、搭乗手続き実施旅客と実際の搭乗旅客の照合が完了しないまま搭乗させる事例が多数確認された。

このような事態は、航空運送事業者が行うべき措置である上記手順（搭乗手続き実施旅客と実際の搭乗旅客の照合）が適切に行われず、航空保安を確保する上でのリスクを生じうるものである。

このため、今後、同様の事案が発生することがないように、搭乗手続き実施旅客と実際の搭乗旅客の照合方法について改めて見直し、その実施について厳格な運用が図られるよう指示する。

「離着陸時等の安全バンドの装着及びチャイルドシートの使用に関する要件等について」等の一部改正について

平成28年10月
運航安全課
航空機安全課
航空事業安全室

1. 背景

本邦航空運送事業者（以下「事業者」という。）が行う航空運送事業に使用される大型飛行機（乗客用座席30席を超える飛行機又は最大有償搭載量が34トンを超える飛行機）については、通達「離着陸時等の安全バンドの装着及びチャイルドシートの使用に関する要件等について」（平成24年12月27日付国空航第749号、国空機第1055号）及び「本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件」（平成元年12月1日付け空航第769号、空検第928号）において、乗客の安全を確保するために離着陸時等の安全バンド「以下「シートベルト」という。）の装着に関する要件が定められています。

今般、定員超過で旅客が立ったまま運航を開始した事案を契機に各事業者の現状や同種事案を調べた結果、出発時の旅客の着席確認時期にばらつきが認められました。

航空機が駐機場から移動を開始する前までに手荷物等の収納等により旅客の着席及びシートベルト着用が徹底されていない場合、不意の機体動揺等により旅客が負傷するおそれ等の安全上のリスクがあります。

この状況を踏まえ、安全性を確保し、航空機が駐機場から移動を開始する前までに旅客の着席及びシートベルト着用の徹底を図るべく、標記通達の一部改正を検討しています。

2. 改正の概要

旅客への着席及びシートベルト着用の義務付けについては、通達「離着陸時等の安全バンドの装着及びチャイルドシートの使用に関する要件等について」において、事業者に対し搭乗者等への救急処置を行う場合等正当な理由がある場合を除き、飛行機の離陸、着陸及び地上滑走の間、旅客にシートベルトを着用させることを求めています。

今般、「地上滑走」をより明確な文言に変更する等、航空機が駐機場から移動を開始する前までに旅客の着席及びシートベルト着用を徹底するための所要の改正を行います。

3. 今後のスケジュール（予定）

通達改正：平成28年11月下旬

適用：平成28年12月中旬